

協議会ホームページのリンクに関する内規（案）

1. 沖縄県がん診療連携協議会（以下、協議会）委員、協議会幹事会（以下、幹事会）委員、協議会専門部会（以下、部会）委員が、協議会ホームページに外部団体のサイトをリンクしようとする場合は、協議会事務局（琉球大学医学部附属病院がんセンター）（以下、事務局）に文書で申請を行う。
2. 協議会委員、幹事会委員、部会委員が、協議会ホームページを外部団体のサイトにリンクしようとする場合は、事務局に文書で申請を行う。
3. 協議会ホームページに対して、外部団体からリンクの申し出があった場合は、がん部団体に文書で事務局に申請を行わせる。
4. 前項 1～3 の申請があった場合は、幹事会で審議を行い、可否の承認を行う。
 - (2) 審議は、メールによる審議でも良いこととする
 - (3) 結果は、次回の幹事会で報告を行う
5. 審議結果は、議長に文書で報告を行う。
6. 外部団体からのリンク申し込みに際しての注意事項
 - (1) 協議会ホームページへのリンクであることを明記すること
 - (2) 協議会ホームページが他のホームページ中に組み込まれるようなリンク設定の禁止する
 - (3) リンクは必ず新しいウィンドウが開かれるような設定にすること
 - (4) 有料サイトや入場を制限している外部団体のサイト（会員制等）からのリンクは原則行わない

附則

この内規は、平成 27 年 7 月 27 日より施行する

